

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成27年10月17日 03時00分ごろ
発生場所	広島県広島市 ^{にの} 似島北西方沖 広島港草津外中防波堤灯台から真方位141° 1.59海里付近 （概位 北緯34° 20.4′ 東経132° 25.4′）
事故の概要	作業船はやぶさどりーむは、南西進中、かき筏に衝突した。 はやぶさどりーむは船底に擦過傷を、また、かき筏は竹材に折損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月22日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 はやぶさどりーむ、7.3トン
船舶番号、船舶所有者等	273-10578広島、有限会社スター・マリタイム
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船底に擦過傷 かき筏 北東端から南西端付近にかけての竹材に折損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏 月出時刻：09時46分ごろ
事故の経過	<p>本船は、広島港似島家下防波堤北灯台（以下「北灯台」という。）の赤灯を目標にして、元安川河口付近を約18ノットの速力で南南西進中、船長が、船首方に他船もなく、似島北西付近まで直進コースであったので、下を向きながらタバコを吸った。</p> <p>その後、船長は、ふと船首方を見たところ、右舷船首方に赤灯が見えたので、針路が左方にずれていると思い、右舵を取って同赤灯に向けて南西進した。</p> <p>船長は、ドーンという音と振動で、本船が似島北西方沖のかき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突して乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>船長は、本事故後、右舷船首方に見た赤灯が広島港第2号灯浮標（以下「2号灯浮標」という。）であることに気付いた。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、いつも通航している海域なので、同装置を使用せずに目視で航行していた。</p> <p>本件かき筏は、北東端及び南東端に黄色い灯火が設置されていた。</p>

分析	本船は、船長が、見張りを適切に行っていなかったことから、右舷船首方に認めた2号灯浮標の灯光を船首目標としていた北灯台の灯光と思い、2号灯浮標の灯光に向けて右転し、本件かき筏に向かうこととなったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、2号灯浮標の灯光を船首目標としていた北灯台の灯光と思い、2号灯浮標の灯光に向けて右転し、本件かき筏と衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・レーダーを利用して常時適切な見張りを行うとともに、GPSプロッター等を使用して針路を確認すること。